

IT利活用の裾野拡大のための 規制制度改革集中アクションプラン

平成25年12月20日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

【19】 項目名

自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡充

制度の現状

現在ワンストップ化されている手続きは新車の新規登録のみであるが、手続きには代理が活用され、ワンストップサービスが広く利用されるようになってきている。自動車の買い換えに伴って発生する抹消登録・移転登録等、他の手続きについてもワンストップ化を進めるべき。

対処方針

国土交通省、総務省、財務省、警察庁が平成 29 年度までに実施予定のワンストップサービスの手続き拡大に関する取組状況を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則第 20 条の改正の必要性について検討し、必要な措置を講ずる。